

告 示

埼玉県告示第百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業小用大沼地区（農業用排水施設整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和八年三月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 縦覧期間

令和八年三月十九日から令和八年四月七日まで

二 縦覧場所

鳩山町役場

鳩山町役場のホームページ

東松山農林振興センター

東松山農林振興センターのホームページ